

監査報告書

監 査 報 告 書

地方独立行政法人 北松中央病院
理事長 東 山 康 仁 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人北松中央病院の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法の概要

私たち監事は、四半期毎に理事会へ出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な文書を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、期末時には財務諸表及び決算報告書につき検討を加えました。

理事長及び副理事長と法人間の利益相反取引に関しては、上記の監査方法のほか、必要に応じて理事長及び副理事長から報告を求め、その有無を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処理に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 行政サービス実施コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事長及び副理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

平成26年6月19日

地方独立行政法人 北松中央病院

監 事

中嶋英博



監 事

松尾真也

